

山口県内における山陰系刻目突帯紋土器

中村友博

はじめに

刻目突帯紋土器は縄紋時代晩期の終末、あるいは弥生時代の前期ないし早期に西日本一帯、すなわち九州地方から東海地方にいたるまで流行した土器である。それは深鉢形の器体の口や頸に粘土の突帯を巻き付けて、その上に刻目をめぐらした焼き物である。この刻目突帯紋土器をくわしく見ると、さまざまなちがいが刻目突帯紋土器のなかにもあるし、また刻目突帯紋土器と一緒に出土するその他の土器やほかの遺物にもある。そのちがいをむやみやたらに挙げてもきりがないので、ここでは地域性の一部に議論をしぼることにしよう。しかし刻目突帯紋土器に山口県らしい地域性、あるいは県内のどこか特定できるような地域性があるのかどうかははっきり確言することはまだできない。ただし大雑把な見方でよければ、すなわち中国地方、あるいはこれに愛媛県、香川県をくわえた瀬戸内地方の刻目突帯紋土器であるのか、それとも西の九州地方におおい刻目突帯紋土器であるのかどうかは、だいたいわかる。たとえば九州的な刻目突帯紋の深鉢形土器の頸胴部は角張って屈折するが、瀬戸内地方の刻目突帯紋土器の外形はゆるくS字形の曲線をえがいて湾曲する。これは器の外形線にかんする地域性であるが、ほかにも大きさや作風のちがいがあるばあいがある。しかしこうした地域差はかならずそうだというわけではなく、例外があるほか、いずれとも決めがたい中途半端な例はそれ以上におおくある。そのことを承知したうえで、山口県から出土した刻目突帯紋土器の地域性を一言でいえば、瀬戸内地方の刻目突帯紋土器を主として九州地方の刻目突帯紋土器が少々まじったものといってよいだろう。ただしこれは一般論であって、自分はそのほかに山陰系の刻目突帯紋土器が流入していると思っているのである。

1 山陰系刻目突帯紋土器

山陰系刻目突帯紋土器とは自分の造語であるから、まずそれがいかなるものであるのか説明をしなくてはならない。刻目突帯紋土器について代表的、あるいは一般的研究の成果として1条突帯と2条突帯の区別があって、それを時期差と理解する学説がある。その真偽は別として、この区分によると山陰地方の刻目突帯紋土器は口縁部外面だけの1条突帯が圧倒的におおく、頸部外面にも加飾した2条突帯が極端にすくないことが指摘できる。この事実は最初のうちは刻目突帯紋土器の発見例が山陰地方ではまだすくないので、時期差であるなら、いつか2条突帯のものがまとまって発掘さ

れる可能性もあると考えられていた。この可能性は皆無とはいえないが、現在の出土品の蓄積から見なして、内陸部は保留するとして、山陰地方、とくに沿岸部はほかの地域とちがって1条突帯が圧倒的に優勢であって、この事実はどうもごかせそうにもない。そうなると仮にほかの地方が2条突帯を使用する時期になっても、あい変わらず山陰地方では1条突帯を作り、使いつづけたと考えるほかない。つまり中国地方の刻目突帯紋土器は山陽と山陰で地域性があることになり、ここに山陰系刻目突帯紋土器というものを考える根拠が生ずることになる。ところが1条突帯が山陰系の第一の特徴と指摘できても、1条突帯そのものは西日本一帯にひろく分布する土器であるから、さらにこれが山陰地方の地域性だという別の特徴を指摘しなくてはならない。

指の掻き撫で 1条突帯の卓越性とならんで、つぎのような研究会の記録は山陰的な突帯紋土器の特徴が何であるのか、うかがわせるのに都合がよい。それは1998年6月6、7日、松江市で開催された第10回土器持寄会において、山陰在住の発表者が「山陰の突帯文土器の概要」を述べた後のできごとである。その時の記録によれば、質疑応答が発表者の言及した器面調整の「強いナデ」について集中している（「山陰の突帯文土器～遠賀川式土器」『突帯文と遠賀川』土器持寄会論文集刊行会、2000年、122、23頁）。山陰以外の参加者には、この調整法、ないしその言葉に違和感があって、したがって山陰的なものとして異例な調整法につよい関心が集まったのである。肝心の「強いナデ」そのものが、この討論の記録を読んでも判然としないのは、残念なことであるが、それが山陰に顕著なことについては大方の了解ができたようである。

さてこの研究会で指摘があった「強いナデ」と呼ばれた正体は、1指による掻き撫でと2条痕原体による削り風の撫での両者であって、理解をむずかしくしたのは指による掻き撫での下地に条痕原体の擦過痕をもつものが混じるためと自分は理解している。したがって、最終の仕上げ調整が指先による掻き撫でによるものこそ、いちおう山陰の突帯紋土器の特徴と見なしてよいだろう。そのなかには、とうぜん最初から条痕を付設しない調整法も多数ふくまれているものと思われる。

そもそも撫で調整は仕上げのもっとも一般的な製陶法で、指先を進行方向にむかって縦、つまり直交して移動するものである。ただし陶工は器面と手とのあいだに革や布などの当て具を使用することがおおいが、残念なことにその使用の有無を判定することは難しいので、指撫でといえば、革撫でであるばあいもふくむことにしよう。

指撫での第2種は、指先を進行方向にそろえて引きずる調整法である。このばあい指間の谷間が凹凸となって器面にあらわれる。山陰地方の刻目突帯紋土器におおい調整法はこの第2種の指撫で、指先の痕跡が畝状のすじとなつてのこる。ただしこれにも、爪を立てて粘土を掻き取るように削る調整法と指先を平らにして引きずってならず調整法の2種類がある。山陰の刻目突帯紋土器におおいのは後者のほうで、これ

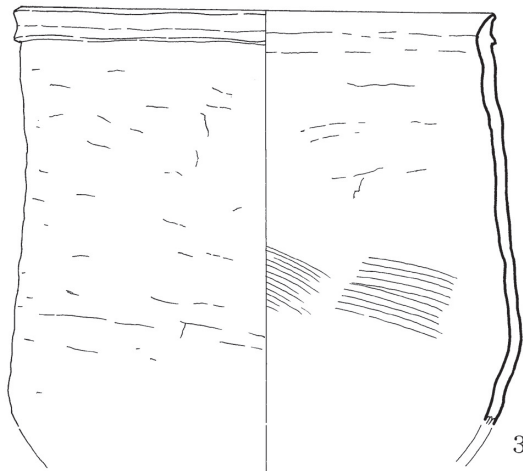
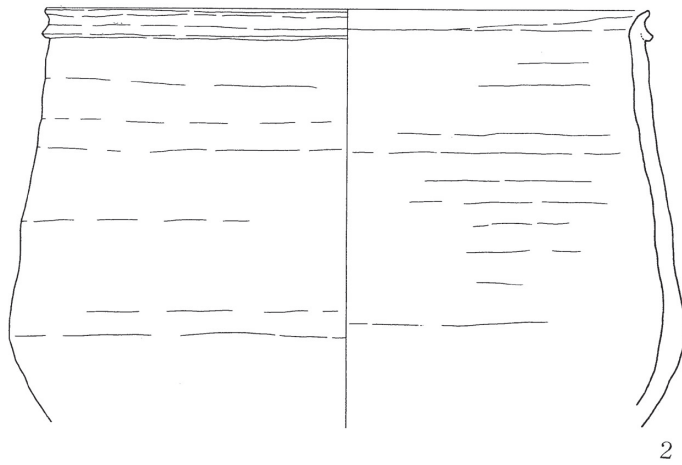
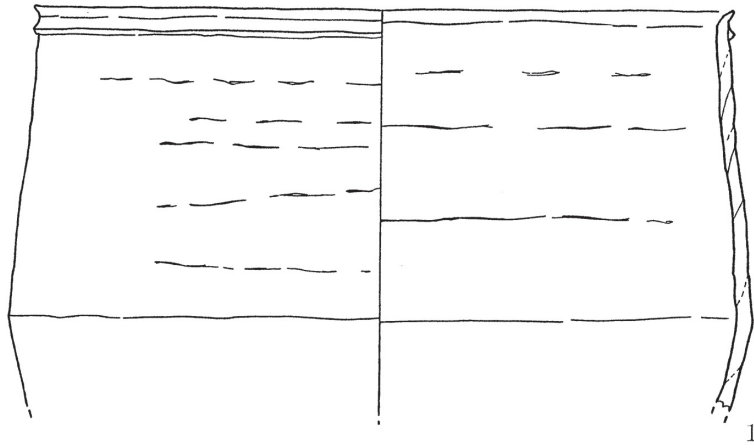
を「指の掻き撫で」と呼んで、前者の「指削り」あるいは「指の掻き削り」とも区別することができる。器面のくぼみで砂粒が掻き取られて移動していれば「指削り」といえるが、実際は「撫で」と区別できないことがおおいので、「指による掻き上げ」といって両者を区別しないほうが実務的ではある。

刻目突帯紋土器の調整法、とくに外面の調整法には様々な手法がある。指撫でのほかに篋削りや条痕調整が多用されるのは周知のことである。指による掻き撫でもその1種であって、山陰地方の相当数の遺跡では、この指の掻き撫でが外面調整法として顕著である。

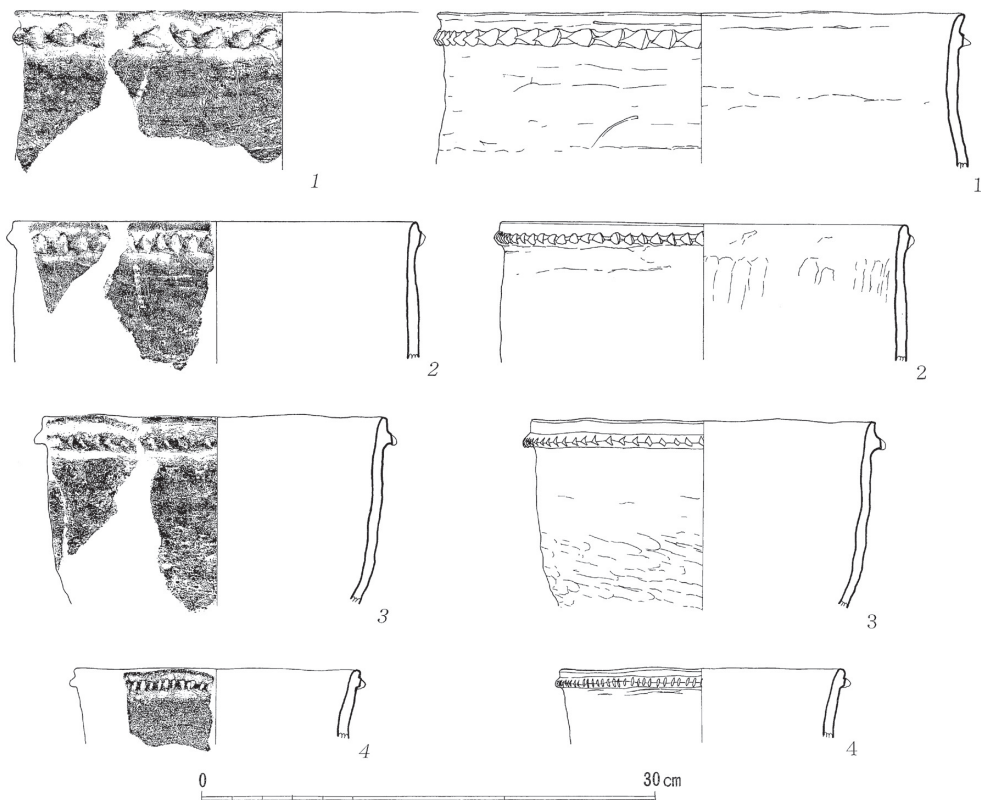
しかしこの調整法は山陰におおいというだけであって、ほかの地方にも存在する。たとえば九州の刻目突帯紋土器には決まってといっていいほど、指による掻き上げ手法がある程度の量で外面調整に使用される。しかも指の掻き撫で手法は、つぎに見るように山陰の刻目突帯紋土器でもどちらかというあたらしい時期の流行のようで、ふるい刻目突帯紋土器には条痕原体による擦痕が主流のようである。

イクスタイプ 鳥取県倉吉市に所在するイクス遺跡では掻き撫で手法で調整された独特の突帯紋土器がまとめて出土したことがある。この土器の時期は弥生時代の前期末から中期初頭くらいで、突帯紋土器ではあるが刻目はない。刻目のない突帯紋土器、いわゆる無刻目突帯紋土器は一時代ふるい縄紋土器であることがおおく、刻目突帯紋土器の直前に出現する気配である。ところがイクス遺跡の無刻目突帯紋土器はぎゃくに時代も時期もあたらしく、刻目突帯紋土器の直後と見なされる。その理由は共伴した確率がきわめてたかい土器が、典型的な弥生前期末と中期初頭の特徴をそなえていたからである。つぎに第二の理由として刻目突帯紋土器直前の無刻目突帯紋土器とは器の口の形がちがっていて、外反口縁や突帯を複数貼り付けたものがあることである。この特徴も弥生土器と共通するものである。したがって発見後かなりたってからではあるが、山陰在住の研究者がイクスタイプなる用語を提唱し(以下イクス型)、刻目突帯紋土器に後続する型式を「突帯文系土器」としてひろく認めようとしたことは意義のあることと思う(中川寧「出雲地域における縄文・弥生移行期の遺跡の特徴について」『立命館大学考古学論集』Ⅲ、2003年)。

寸胴の特徴 イクス遺跡の出土品は、破片であるから全形がわからない。しかしイクス遺跡よりも時期がふるい遺跡の出土品にその形を示唆する例がある。それは島根県松江市鹿島町に所在する北講武氏元遺跡の発掘品であって(赤沢秀則『講武地区県営圃場整備事業発掘調査報告書』4、鹿島町教育委員会、1989年)、完形品ではないけれどもイクス型となる無刻目突帯紋をもつ口縁部の深鉢が知られている(第1図)。この土器、正確には破片であるが、その胴部を見ると、ながい円筒形の胴部が急激に収斂して底部にすぼむようである。肝心の底部は欠損しているが、要するに胴



第1図 出雲地方の寸胴形深鉢（北講武氏元遺跡出土：1/5）



第2図 大蔭遺跡の刻目突帯紋土器 (1/5)

部は寸胴で、まるく張り出さないため、急に外形が底部にむかって収束する。刻目のあるなしを問わず、自分はこうした形の突帯紋土器を山陰地方以外で見たことがない。それがいいすぎなら、山陰以外で見ているのかもしれないが、印象がうすくて記憶にない。これにたいして通例、あるいは圧倒的多数の刻目突帯紋土器の胴部は砲弾形である。ただここで寸胴を砲弾と区別しているのは、対比ではあるが、程度の差であって、底部から胴部がゆるく立ち上がるか、急に広がるかのちがいである。要するに下胴部の傾斜の差にすぎない。寸胴形の量が1つや2つであれば、個人の気まぐれや偶然の産物となるが、地域的にまとまった存在となると、偏差があって、典型的なもの見たくなる。したがって、平がなで「し」の字ないし「く」の字のように下がスッと丸まった寸胴の深鉢形土器は山陰系ないし山陰型突帯紋土器とよんでもよいことになる。

寸胴の胴部はイクス型、つまり無刻目の突帯紋土器のことであったが、では刻目突帯紋土器ではどうなるのであろうか。要するに、刻目突帯紋土器で寸胴のものはないのであろうか。この答えは鳥根県津和野町大蔭遺跡の出土品のなかにあつて、報告書が先年刊行されたところである（宮田健一『大蔭遺跡』津和野町埋蔵文化財報告書第



写真1 大蔭遺跡の刻目突帯紋土器3



写真2 大蔭遺跡の刻目突帯紋土器2

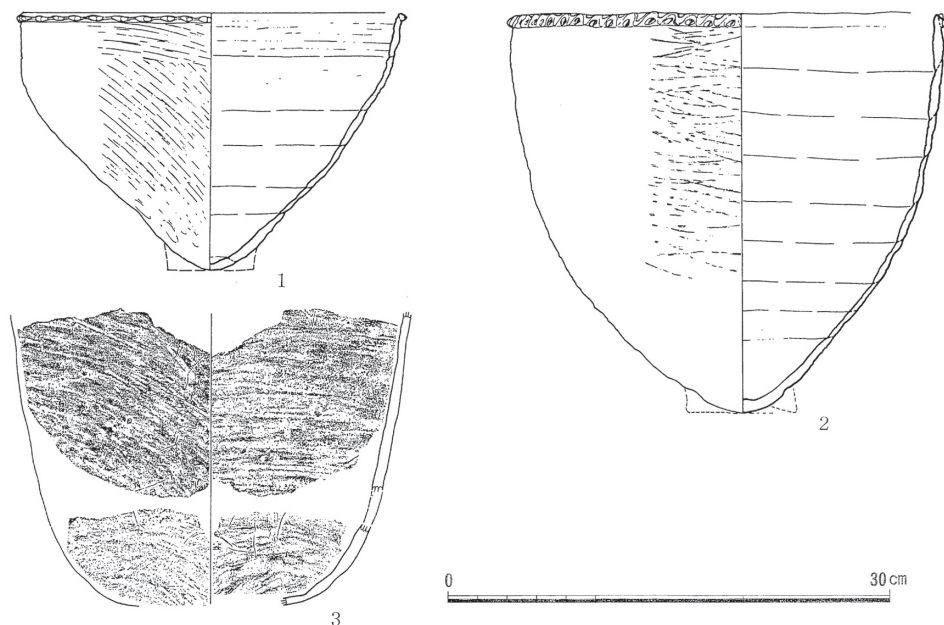
14集、2010年)。大蔭遺跡から出土した刻目突帯紋土器はすくなく、いずれも破片である。中軸線が復元できて線画であらわせるのは、上半部が4点あるにすぎない(第2図)。そのなかに、胴部の下の方が急に屈曲して底部にむかう器形がある。まず、第2図1と4は下胴部の形については、なんの手がかりもない。ということは圧倒的多数の刻目突帯紋土器のように砲弾形の胴部を推定しておこう。問題は2と3である。上半部の破片であるから、下胴部はよくわからないが、3は破片の下端が急に屈曲する。写真でいえば、胴部が黒っぽく写っているのに、下の方が明るく外面もあらいとわかる(写真1)。左端の破片では、その明るい部分の下のほうが内側にむかって屈曲していることがわかる。

2の写真は、下段左2点の胴部破片が内側にむかって屈曲する(写真2)。写真の写りでは、この部分が黒くなっているが、これは器面がくぼんで影ができたためである。この胴部破片は口縁部と接合しないので、線画では刻目突帯をもつ口縁部だけを図示している。この胴部の破片は刻目突帯紋をもつ口縁部と同一個体である。そのことは、土質の共通性、厚さや発色などの一致を根拠とするが、外面を撫でて仕上げる時に、みじかい横線を無意識にのこす作風まで写真からも見てとれる。

大蔭遺跡から出土した刻目突帯紋土器は底部を欠損するけれども、胴部が下のほうで急に屈曲して底部にむかう形のものがある。山陰系の胴部に、大きな刻目をもつ突帯が口縁部に貼られているのである。すなわち1条突帯の刻目突帯紋土器に山陰独特の胴部が存在するのである。このことから山陰系刻目突帯紋土器の言葉が思い浮かぶのである

出雲の資料 寸胴の刻目突帯紋深鉢が山陰地方に存在することは自分の創見ではなく、とっくに気がついていた研究者がいる。すなわち藤尾慎一郎氏は北講武氏元遺跡から出土した前引のイキス型深鉢を解説して「屈曲部がこれほど下位にある屈曲型一条甕はほかにみられず(中略)この屈曲型一条甕は今のところ出雲平野でしかみられない。」と記している(藤尾慎一郎「出雲平野における弥生文化の成立過程」『国立歴史民俗博物館研究報告』第83集、2000年、100頁)。氏にとって、この形はよほど印象ふかかったようで、下胴部にほぼ一直線で屈曲部の境界が図示されている(第1図1)。この線はもとの報告書にもあるが、横線に間隔があげられ藤尾氏の図よりも強調されてはいない(第1図2)。自分の図化では、この横線は消している(第1図3)。なぜなら上胴部に描き込んだ横線を屈曲から下で省略すれば、境界が稜線をもたないことになるからである。要するに下胴部の外形は屈折ではなく、氏のいうごとく屈曲なのである。破片のため、外径の復元値はそれぞれ計測者によってちがいが、屈曲部の線描もちがうが、外形線については共通しているのである。

この特異な出雲平野の屈曲型一条甕の分布が、津和野町大蔭遺跡の新資料から石見



第3図 鳥取県から出土した土器（1・2は古海遺跡、3は越敷山遺跡；1/5）

地方にも達することが判明したわけである。ただ自分がすでにある用語の「屈曲型一条甕」を使用せず、平俗な寸胴という表現をもちいたのは、屈曲型一条甕、あるいは深鉢の外形はさまざまに屈曲する事例があり、言葉の混乱をさけるためである。

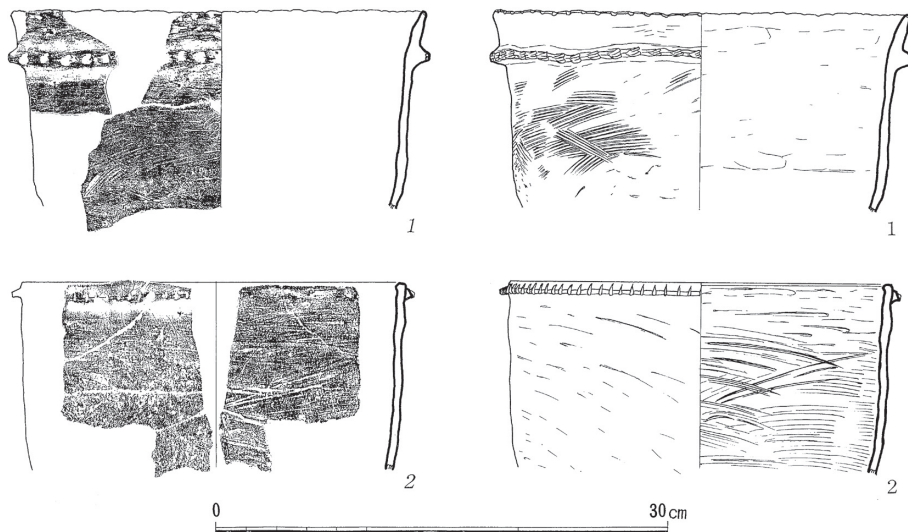
鳥取県の刻目突帯紋土器 山陰の刻目突帯紋土器の型式的な研究は、鳥取県内から出土した土器を基準にした濱田竜彦氏によるものが詳細である。氏の研究によると鳥取県の刻目突帯紋土器の器形は、「緩やかに括れるもの」と砲弾形の2種類に分かれるという（濱田竜彦「古市河原田遺跡出土の突帯文土器について」中森洋『古市遺跡群』1、鳥取県教育文化財団調査報告書59、1999年）。緩やかに括れるとは頸胴部の外形が屈曲する深鉢であるから、この言葉を真にうければ、鳥取県地方の刻目突帯紋土器に独自の器形はなく、ひろく西日本一帯のそれと共通する。では、自分が山陰区だと指摘している寸胴土器は、鳥取県下にも存在するのであろうか。

鳥取県西部の会見町と岸本町にまたがる越敷山遺跡群で、その15d地区から刻目突帯紋土器と共伴した深鉢破片を見ると下胴部はまぎれもない寸胴である（第3図3。中原斉『越敷山遺跡群』第2分冊、会見町教育委員会・岸本町教育委員会、1994年、図257）。口縁部がのこっていないので、この土器が突帯をもっていたのかどうかはわからないが、おそらく鳥取県内に寸胴の器形が存在することはまちがいないものと思われる。そのことは、濱田氏が米子市古市河原田遺跡の8層から出土した土器を基準にして提唱した「古市河原田式」なるものが、さきに松江市石台遺跡から出土した刻

目突帯紋土器と同一型式であることから自明である（川原和人「島根県における縄文晩期凸帯文土器の一試考」島根考古学会『島根県考古学会誌』第1集、1984年。柳浦俊一ほか『石台』Ⅱ、島根県教育委員会、1993年）。ただし当の濱田氏は石台遺跡の刻目突帯紋土器を「古市河原田式」よりも1時期あたらしく見なしているし、氏が解説する「口縁部に横方向のケズリないしナデ調整、胴部には斜め方向のケズリ調整が施される」という古市河原田式の特徴も（「中国地方東部の凸帯文土器と地域性」『古代文化』第60巻Ⅲ号、2008年）、石台遺跡の刻目突帯紋土器にあまりふさわしくない。しかしながらこの両遺跡の刻目突帯紋土器には、前に引用した研究会の濱田氏のつぎの発言のほうの的確なものがかかなり存在している。いわく；「強いナデ」という調整と砲弾形という器形は、非常に強く関連していると思います。古い段階は口縁部と胴部の調整を意識的に使い分けることがあり、新しくなると「強いナデ」調整を口縁部まで斜め方向にザッと施す例が多くなる（「山陰の突帯文土器～遠賀川式土器」『突帯文と遠賀川』土器持寄会論文集刊行会、2000年、123頁）。この発言はみじかい言葉で、山陰系刻目突帯紋土器の特徴をよくいい当てている。ここでは、いわゆる「古市河原田式」が新旧の2式に分離できるのかどうかはともかく、搔き撫で調整する出雲地方の沿岸部の突帯紋土器が現在の鳥取県にも分布していることがわかればよいでしょう。さきに出雲の地方色だと指摘があった「屈曲型一条甕」の言葉をさけたのもこのため、山陰に特異な下胴部を特定するには「寸胴」表現のほうがか混乱しないと思う。要するに、鳥取県では砲弾形として一括された器形のなかに文字どおり砲弾形のもの寸胴のもの2種類が混在しているのである。

因幡の丸底 しかしそれはいそいだ結論であって、濱田氏の所論をもうすこし検討しておかねばならない。まず濱田氏は自分が寸胴と見なした越敷山遺跡群の15d地区から出土した報告書図257の下胴部（第3図3）を「丸底を呈すように思われる」という（濱田竜彦「因幡・伯耆地域の突帯文土器と遠賀川式土器」『突帯文と遠賀川』土器持寄会論文集刊行会、2000年、358頁）。しかし、この丸底説はたいへん疑わしいものだと思う。濱田氏によれば、「古市河原田式」のつぎの時期には「因幡では丸底、伯耆以西では平底が一般的という地域色が認められる」（濱田竜彦「鳥取県・西伯耆」『山陰地方における弥生時代前期の地域相』西伯耆弥生集落検討会、2001年）というから、この論法では越敷山遺跡群の報告書図257のこの土器は因幡地方の刻目突帯紋土器の丸底の影響を受けた例となる。

因幡丸底説の根拠の第一は、越敷山遺跡群の15d地区土器とほぼ同時期の鳥取市古海遺跡から出土した刻目突帯紋土器の底部を丸底と見なすことである。濱田氏は「古海遺跡には丸底の深鉢と平底の土器片がある」と記述している（前掲濱田氏『突帯文と遠賀川』所収論文、369頁）。しかし自分が見ている古海遺跡の報告書は概報である



第4図 山口県から出土した山陰系刻目突帯紋土器 (1/5)

が、丸底は1点たりとも掲載されていない（平川誠編『古海遺跡発掘調査概報』鳥取市文化財報告書Ⅸ、1981年）。ただし丸底らしい深鉢は2点、図示されており、尖底にちかい丸底に波線で平底の復元線がある（第3図1、2）。つまり環状粘土帯が剥落したという意味で、製品は平底である。刻目突帯紋土器の底部はこの波線が示すように、丸底に環状粘土を後で貼付して平底にすることは一般的な成形法である。ところがどういうわけか、この図を引用するばあい、この波線は無視されて、剥離痕があたかも器面であるかのようにあつかわれる。濱田氏の引用図はまさにそれである。自分は古海遺跡の土器を実見していないので、実際は丸底であったり、ほかに丸底土器があるのかもしれない。しかし、実物観察にもとづくはっきりした修正意見が提示されるまで、丸底説は懐疑的なものであって、報告書の実測図どおり平底の土器であると理解している。したがって伯耆地方の出土品である越敷山遺跡群の15d地区土器番号257を、丸底ではなく寸胴の屈曲部と見なす。それが素直な見方だと思う。

しかし希に平底ではなく、尖底、あるいは丸底の刻目突帯紋土器は実在する。紀淡海峽をはさんで分布する瀬戸型の刻目突帯紋土器には少量あり、伯耆では智頭町にある枕田遺跡から出土した刻目突帯紋土器のなかにもある（酒井雅代ほか『智頭枕田遺跡』、智頭町教育委員会、2006年）。鳥取市内の古海遺跡の刻目突帯紋土器と新出の枕田遺跡の刻目突帯紋土器を併せると、因幡地方では口端外面に突帯を貼り、外面を擦過条痕で調整する一群の型式が想定できる。それが伯耆・出雲地方の刻目突帯紋土器とはちがうことはわかるが、くわえて丸底を因幡で一般的な存在とみなすには、根本になる古海遺跡の報告書の所見を変えなくてはならないのである。

因幡地方の刻目突帯紋土器はまだ出土例がすくないので、保留しなくてはならない内容がのこっているが、伯耆、出雲、石見の山陰の大部分に寸胴の刻目突帯紋土器が分布することは想定できるであろう。

2 山口県内の出土例

山口県内から出土した刻目突帯紋土器で、瀬戸内系とも九州系とも異質で、上文で定義した山陰系ではないかと思われるものがある。属目したのは、つぎの2遺跡出土の2例である（第4図）。

和田上遺跡 遺跡は山口県山口市大字朝田字下郷田に所在する。山口盆地の南縁にあたり、現在は国道九号線の北側の市街地に相当する。北側の山塊から派出した丘陵の裾に立地する古墳時代の集落遺跡で、東南には樫野川の沖積地が展開する。1989年に山口市教育委員会の発掘によって、縄文時代晩期の土器が若干出土し、そのなかの1例である。

刻目突帯紋土器の口縁部の破片が2片あり、同一個体であるが、接合しない（第4図1）。厚手の鉢で、下胴はほとんど残っていないが、形は底部にむかって急激にすぼむ。口縁は外傾し、端部は面取りせずにもろく仕上げ、外側に円形平面の刻目を装飾する。外面は、口縁をかなり下がった頸部に相当する位置にたかい突帯を貼り、半截竹管の内側を当てて刻目を装飾する。刻目の平面は尖ったC字形で、むかって右側に開口する。胴部の外面は下地を条痕で調整し、撫でて仕上げる。条痕はピッチがみじかく、方向も乱れており、撫でのために条溝があさい。口頸部では撫でて完全に消去されている。条痕の原体は脈筋のある小さい二枚貝を使用したようである。内面は、指の押さえと横撫でて調整する。

一条突帯で、刻目が大きく、撫でて調整するところは、津和野町の大蔭遺跡から弥生土器と供伴したものと共通する。

沖田遺跡 遺跡は下関市豊北町大字角島字沖田に所在する。角島は本州の西端から2キロほど沖合にあって、本土との架橋工事にともない1998年に発掘調査された。遺跡は島の東端に立地し、海岸にちかい丘陵のせまい中腹で傾斜もかなり急である。南には元山港を望み、前面には現在でも後背湿地がのこっている。縄文時代の晩期終末の土器と山口県では最古の弥生土器が出土した。

刻目突帯紋土器のなかで、形が砲弾形で、頸胴部の境界が屈折しない破片に注目したい（第4図2）。報告書の第8図9が資料で、上半部が6分の1周ほどのこる（古庄浩明『角島・沖田遺跡』山口県豊北町埋蔵文化財調査報告書第18集、山口県豊田土木事務所、2000年）。

口縁は頸部と一体で円筒形をなし、直口する。外面は口縁に接してたかい突帯を貼

り付け、I字形平面のほそい刻目を装飾する。突帯の内側は指撫でのために、器壁が横にくぼむ。外面は頸部と胴部の上半は撫でであるが、下地に削り調整が先行し、所どころ線状の痕跡がある。胴部は風化が進行する。内面は板で撫でたような擦過状のこまかい条線が横方向に密接に付いており、時々ふとい条線が混じる。外面は灰褐色、内面は暗黒褐色である。

これも下胴部で急に底部にすぼむ山陰型の深鉢と思われる。

総括 山口県内で属目した2例の刻目突帯紋土器について、このたびあらたに山陰系刻目突帯紋土器という概念を提案して説明をこころみた。ただし俎上の土器は、形は山陰的といっても、山陰系刻目突帯紋土器そのものではない。器の外面は伯耆・出雲地方におおい指先による掻き撫で調整ではないので、畝状の凹凸面ではない。それでも、いちおう指撫で仕上げていることは確かである。そこで寸胴の器形を決め手として山陰系と見なしたのである。

回顧 この研究は山口市教育委員会の青島啓氏が和田上遺跡の刻目突帯紋土器を私に持ち込んだことが出発点である。調査が小規模発掘のためその土器の図はまだ未刊行となっているが、今回あつかましく拙文で利用させていただくこととなった。その時は、器形と突帯の位置と高さが気になったが、そういうものがあるとの認識にとどまった。その後、津和野町教育委員会の宮田健一氏が担当する大蔭遺跡の発掘調査の新出の刻目突帯紋土器を知り、寸胴の器形が和田上遺跡のものと同通することがわかった。そこで目を山陰にむけ、藤尾慎一郎氏が言及した松江市の北講武氏元遺跡の土器と関連づけた。ただし山陰系刻目突帯紋土器という概念に到達するには、濱田竜彦氏の一連の研究を参考にしなければならなかった。表現こそちがうが、基本は濱田氏の研究を踏襲し、拙文ではとくに納得できない個所を記述したのである。考古学は独創的な芸術ではないので、ほとんど前の経験の積み重ねによらなくてはならないである。